

電気供給約款 ミライフ東日本(株) (北海道電力管内) 低圧 (新旧対照表)

※赤字は変更部分

現行約款	改訂約款
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 電気供給約款の変更</p> <p>第3条 (定義) 第(12)項に定める所轄の一般送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款に変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本約款を変更することがあります。この場合には、本約款に定める供給条件は、変更後の電気供給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、お客さまにあらかじめお知らせするものとします。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 電気供給約款の変更</p> <p>(1)第3条 (定義) 第(8)項に定める所轄の一般送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款に変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本約款を変更することがあります。この場合には、本約款に定める供給条件は、変更後の電気供給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、当社WEBサイトへの掲載等の電磁的方法等によりお客さまにあらかじめお知らせするものとします。</p> <p>(2)本供給約款を変更しようとする場合(次項に規定する場合を除く。)における電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法に基づく説明書面及び変更後の書面交付については、これに代えて当社ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとします。</p> <p>(3)本約款を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合に限る。)における電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法に基づく説明書及び変更後の書面の交付については、これを行わない</p>

別表

2 調達調整

(3)調達調整額のお知らせ

当社は、毎年 12 月末までに次年度の調達調整額の算定を行い、当社のウェブサイトに掲載する方法でお知らせいたします。なお、法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰など、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、当該年度の価格水準の維持が難しいと見込まれる場合には、何年度内において当年度の調達調整額を見直すことがあります。その場合は、当社のウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたします。

ものとしします。

別表

2 調達調整

(3)調達調整額のお知らせ

当社は、各年度（なお、4月1日から翌年3月末日までを1年度とします。以下同じ。）の末日までの適宜の時期に次年度の調達調整額の算定を行い、当社のウェブサイトに掲載する方法でお知らせいたします。なお、法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰等、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、当該年度の価格水準の維持が難しいと見込まれる場合には、年度内において当年度の調達調整額を見直すことがあります。その場合は、当社のウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたします。